

出 資 法 人 等 指 導 実 施 要 領

(平成11年4月1日制定)

改正 平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成13年7月1日
平成14年8月1日
平成14年12月1日
平成15年4月1日
平成15年12月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年1月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成21年11月30日
平成22年2月26日
平成22年4月1日
平成22年11月30日
平成23年4月16日
平成23年11月28日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日

(趣旨)

- 第1 この要領は、出資法人等指導監督基準（平成11年4月1日総務部長通知）第13の規定に基づき、指導監督の実施に関し必要な事項のうち一般財団法人及び特殊法人に係わる主要な共通事項について定めるものとする。
- 2 会社法法人及び援助法人についても、所管部（局）課が必要と認めたものは、この要領の趣旨に沿って適正な指導を行うことが望ましいものであること。

(用語の定義)

- 第2 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 「県職員派遣出資法人等」とは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号）第2条第1項に規定する人事委員会規則で定める団体のうち、別表第1に掲げる出資法人等をいう。

- (2) 「茨城県の特別職員」とは、茨城県の常勤の特別職をいう。
- (3) 「茨城県の一般職員」とは、茨城県の一般職に属する常勤の職員をいう。
- (4) 「定款等」とは、財団法人、社団法人及び特殊法人の定款又は寄付行為をいう。
- (5) 「役職員」とは、役員及び職員をいう。

(役員構成等)

第3 役員構成は、原則として、理事長、副理事長、常務理事、理事及び監事とする。

ただし、副理事長が非常勤の場合又は置かない場合は、専務理事を置くことができるものとする。

- 2 監事は、原則として非常勤とする。
- 3 役員職名、職務権限及び定員は、定款等で定めるものとする。

(役員任期)

第4 役員任期は、原則として2年を基準とする。ただし、当該出資法人等の運営上特に必要と認めるときは、再任することができるものとする。

- 2 役員任期は、定款等で定めるものとする。

(総会又は理事会の議決事項)

第5 総会又は理事会の議決を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- (3) 基本財産の運用又は基本財産の処分若しくは担保提供についての決定
- (4) 役員任免
- (5) 諸規程の制定、改廃
- (6) その他業務に関する重要事項

(組織及び職制)

第6 事務局等の組織は、効率的な経営ができるよう編成するものとする。

- 2 職員職制については、適正な管理監督と職務責任が明確化されるよう配慮するとともに、新たな職の設置については、給与格付の基準を乱すことのないよう留意して定めるものとする。

- 3 事務局等の組織及び職制は、規程で定めるものとする。

(定員)

第7 職員定員は、部門別に上限を定めるものとする。

- 2 常時一定の職員を置くことが適当でない業務については、職員の臨時的任用又は請負方式により処理するものとする。

- 3 職員定員は、規程で定めるものとし、毎事業年度ごとに検討するものとする。

(定年)

第8 職員定年は、60歳以内で定めるものとし、原則として定年に達する誕生日の属する月の末日をもって退職するものとする。ただし、当該法人の運営上特に必要と認めるときは、3年を限度として延長することができるものとする。

- 2 職員定年は、就業規則で定めるものとする。

(給与等)

第9 役職員に支給する給与の種類及び基準は、当該法人の経営状況その他の事情を考慮し、原則として次の範囲内において定めるものとする。

(1) 常勤の役員の給与

ア 給与の種類は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

イ 給料月額は、別表第2に定める額を基準として定めるものとする。

ウ 期末手当は、茨城県の特別職員の例によるものとする。

(2) 非常勤の役員の給与

原則として支給しないものとする。ただし、茨城県の特別職員及び一般職員の身分を有する役員を除き、必要に応じて報酬を支給することができるものとする。

(3) 職員の給与

ア 県職員派遣出資法人等の職員の給与

(ア) 給料表は、茨城県の一般職員に適用される給料表の例によるものとする。

ただし、行政職給料表の8級又は9級に係る部分は除くものとする。

(イ) 標準職務の級分類は、別表第3級別職務分類を基準として行うものとする。

(ウ) 初任給、昇格及び昇給は、茨城県の一般職員の例によるものとする。

(エ) 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、その額は、茨城県の一般職員の例によるものとする。ただし、特殊な勤務条件にある場合は、勤務の特殊性に応ずる特殊な手当を支給することができるものとする。

イ 県職員派遣出資法人等以外の出資法人等の職員の給与

原則として、県職員派遣出資法人等の職員の給与の例によるものとする。

2 役職員の給与は、規程で定めるものとする。

(費用弁償等)

第10 役員に支給する費用弁償及び職員に支給する旅費は、茨城県の一般職員の例によるものとし、その受けることとなる額は次の基準によるものとする。

(1) 役員に支給する費用弁償は、行政職給料表9級が受けることになる額に相当する額とする。

(2) 職員の旅費は、その者の属する職務の等級に応じ、茨城県の一般職員が受けることになる額に相当する額とする。

2 費用弁償及び旅費は、規程で定めるものとする。

(福利厚生)

第11 常勤の役職員については、各種社会保険に加入しなければならない。ただし、全国的な共済組織等の制度がある場合は、当該組織に加入するものとする。

2 職員の健康管理については、定期健康診断を年1回以上実施するものとする。

(内部監査)

第12 監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない。

2 各出資法人等は、監事の職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）をあ

らかじめ定め、監事の監査実施前に、次に掲げる事項について審査を行わせるものとする。

- (1) 会計計数の正確性
- (2) 資産の保全及び使用の適確性
- (3) 方針又は計画に基づく業務実施の適合性
- (4) 内部記録及び手続の適確性

3 補助職員が行った事前審査の結果は、速やかに監事に報告するものとする。
(事業年度)

第13 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
(その他)

第14 この要領に定めるもののほか必要な事項及び各出資法人等の個別事情に係る事項は、所管部(局)課において別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成13年7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成14年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成14年12月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

1 この要領は、平成15年12月1日から実施する。

2 平成15年12月に支給する常勤の役員の期末手当の額は、改正後の要領第9(1)ウの規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年茨城県条例第73号)付則第5項の例による。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

1 この要領は、平成18年1月1日から実施する。

2 平成17年12月に支給する常勤の役員の期末手当の額は、この要領による改正後の出資法人等指導実施要領第9(1)ウの規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年茨城県条例第80号)付則第6項の例による。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 改正後の出資法人等指導実施要領の規定は、昭和22年4月2日以後に生まれた常勤の役員について適用し、同日より前に生まれた常勤の役員の給料月額を、この要領による改正後の出資法人等指導実施要領別表第2の規定にかかわらず、同表に替えて次の表を適用することができる。

常勤役員の給料基準額経過措置表

職 の 区 分	給 料 月 額
理 事 長	580,000 円
副 理 事 長	553,000
専 務 理 事	500,000
常 務 理 事	448,000

- (注) 1 県の部長級の職員が理事長に就任する場合の給料月額については、本表の理事長の基準にかかわらず、副理事長の基準を適用するものとする。
- 2 この表の規定にかかわらず、出資法人等の規模等の状況により、副理事長の職にある者について専務理事の給料月額を、専務理事の職にある者について常務理事の給料月額を適用することができる。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成21年12月1日から実施する。
- 2 平成21年12月に支給する常勤役員の期末手当の額は、この要領による改正後の出資法人等指導監督実施要領第9(1)ウの規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部改正する条例(平成21年茨城県条例第47号)付則第3の例による。

付 則

この要領は、平成22年2月26日から実施する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から実施する。
- 2 平成22年12月に支給する常勤役員の期末手当の額は、この要領による改正後の出資法人等指導監督実施要領第9(1)ウの規定にかかわらず、職員の給与に関する

する条例等の一部改正する条例（平成22年茨城県条例第39号）付則第3の例による。

付 則

この要領は、平成23年4月16日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成23年12月1日から実施する。
- 2 平成23年12月に支給する常勤の役員の期末手当の額は、この要領による改正後の出資法人等指導実施要領第9（1）ウの規定にかかわらず、法人の規程により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成23年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に、常勤の役員となった者については、常勤の役員となった日）において常勤の役員が受けるべき給料月額に100分の0.35を乗じて得た額に、同月から平成23年11月までの月数（同年4月1日から同年12月1日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、常勤の役員以外の者であった期間がある常勤の役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成23年6月に、常勤の役員であつた者に支給された期末手当に100分の0.35を乗じて得た額

付 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1 県職員派遣出資法人等

出資法人		援助法人
一般社団法人、一般財団法人 及び特殊法人	会社法法人	
公益財団法人茨城県国際交流協会 公益財団法人茨城県開発公社 一般財団法人茨城県科学技術振興財団 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 公益財団法人茨城県消防協会 一般財団法人茨城県環境保全事業団 公益財団法人茨城県看護教育財団 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 公益社団法人茨城県農林振興公社 一般財団法人茨城県建設技術公社 茨城県土地開発公社 公益財団法人茨城県教育財団 公益財団法人茨城県スポーツ協会	鹿島臨海鉄道株式会社 鹿島埠頭株式会社 株式会社茨城ポートオーソリティ	公益社団法人茨城県森林・林業協会

別表第2 常勤役員の給料基準額

職 の 区 分	給 料 月 額
理 事 長 等	447,500 円
専 務 理 事 等	395,400
常 務 理 事 等	361,600

- (注) 1 県の一般職の職員であった者が役員に就任する場合は、就任する役員の役職名にかかわらず、原則として専務理事等又は常務理事等の基準を適用するものとする。
- 2 この表の規定にかかわらず、出資法人等の規模等の状況により、理事長等の職にある者について専務理事等の給料月額を、専務理事等の職にある者について常務理事等の給料月額を適用することができる。

別表第3 級別職務分類

職務 の級	部制の団体		事務局制の 団 体	備 考
	本 部	出 先		
1 級	主 事 技 師	主 事 技 師	主 事 技 師	
2 級	(高) 主事 (〃) 技師	(高) 主事 (〃) 技師	(高) 主事 (〃) 技師	
3 級	係 長 主 任	係 長 主 任	係 長 主 任	
4 級	(困) 係長	(困) 係長	(困) 係長	
5 級	次 長 課 長 課 長 代 理	所 長(小機関) 次 長(小機関)	課 長	
6 級	部 長 (困)次 長 (困)課 長 (困)課長代理	所 長(大機関) 次 長(大機関) 支 所 長 (困)所長(小機関) (困)次長(小機関)	事 務 局 長 (困)課 長	
7 級	(困)部 長	(困)所長(大機関) (困)次長(大機関) (困)支 所 長	(困)事務局長	

(注) 表中の()は、次の用例によるものである。

(高) 高度の知識又は経験を必要とする。

(困) 困難な業務を処理する。

(小機関) 規模の小さい機関

(大機関) 規模の大きい機関

(注) 職員数が50人未満の団体は事務局制を基本とする。